

(公表用様式)

業務再点検結果報告

組織名	近畿中国森林管理局広島森林管理署	連絡先	050-3160-6145
所管する業務の概要	国有林野の管理経営、治山事業の実施等		

1. 基本的な心構え・行動	
<p>・現在行っている取組や工夫</p> <p>(1) 業務における心構え ・定例会議に次長から接遇伝達研修を実施し、第一印象の大切さ、「丁寧」・「誠実」・「正直」という接遇のポイント、電話対応時の留意点等について確認した。 また、地元、隣接土地所有者等からの要望等に対しては真剣に向き合い、①相手の言うことに冷静に耳を傾け理解に努めること、②要望等の背景、周辺の状況等も聴き取ること、③国有林は国民のための森林であることを忘れずに対応すること等を確認した。</p> <p>・県や地元市町との各種会議等における情報交換及び流域森林整備協議会等を通じた取組の紹介等を実施している。</p> <p>・来訪者に対しては、当方から声を掛けるように気をつけている。</p> <p>(2) 農林水産業の振興と消費者利益の関係 ・「業の振興と消費者の利益が一致しない場合」は基本的にはないが、木材の生産・販売事業において県、市場関係者、生産請負事業者、製材業者等からなる需給調整会議の開催等により、その意向等を踏まえた販売を再開することとした。 ・生産事業の実施時期について、有識者の意見をもとに猛禽類の営巣時期と重ならないよう発注段階で作業時期を指定し</p>	<p>・点検によって得られた課題とその改善策</p> <p>・電話の対応については、出来るだけたらい回しをせず、担当係が不明若しくは不在の場合には、一旦、在署の管理者で対応し、その後担当係に周知するなどきめ細かな対応とすることとした。</p> <p>・専門用語を使わずに一般の人に解りやすい用語で説明することとした。</p> <p>・各種会議における配付資料を見るとその分量が多く、内容も複雑なものがあることから、今後は簡潔で解りやすい資料の作成に努めることとした。</p> <p>・今後も適切な対応をするため、必要に応じて連絡調整会議等を開催することとしているが、常日頃から関係者からの情報収集等に努めることが必要であるとした。</p>

た。

(3) 国民の意見、要請、苦情に対する姿勢

・基本的には、業務における心構えのとおり、地元からの要望があった場合には、その背景を含め丁寧に対応することとしている。

・当署においては、集中豪雨時の国有林からの土砂流出等に対する対処や国有林の貸付、危険木処理、苦情案件等管理関係の事案が多いことから、署として、対応記録簿を作成するとともに、各市町との調整も図りつつ、緊急性、重要性等を総合的に判断することとし、円滑な処理が出来るよう努めている。

・工事着手前に関係する地元住民に対して、工事の必要性や工事期間等の説明を行うとともに、工事用車両通行等への理解を求めている。

その際、写真等を用いて解り易い資料を配付するなど工夫をしていることもあり、工事に伴うトラブル、事故、苦情等も少なく工事への理解や協力が得られていると考えている。

(4) 国民への情報提供姿勢

・各種会議や森林ボランティア・森林環境教育など一般の方が参加するイベントの開催時に、署で作成している管内概要や署のホームページを紹介するなど、開かれた国有林を目指している。

・事業実行中の区域への立入禁止に伴い、迂回路等の看板設置等により地元住民等の利便性を考慮した案内表示に努めている。

・国民からの意見、要請、苦情その他情報提供への対応として、どの課、係に電話を取り次いでよいのか判断できない場合には、総務課を窓口として内容確認した後、署内の関係部署で連絡調整を行い、対処方針、担当係等を決定して対応することとした。

・自然観察、散策等を目的として設定したレクリエーションの森林において、標識類が未整備等の箇所については、案内看板、標識類等について地元市町等と連携しながらその整備に努めることとした。

2. 政策・事業等の企画立案・推進

・現在行っている取組や工夫

- (1) 政策のニーズ等の把握に向けた取組
- ・幅広い方々との意見交換やイベント等を通じてニーズの把握に努めているところであり、具体的には以下のような取組を行っている。
 - ①毎年「国有林野等所在市町長協議会」を開催して地元市町のニーズを把握
 - ②森林ボランティアや森林環境教育などのイベント等を開催し、一般の方の森林に対するニーズを把握
 - ③地元の木材市場、製材業者などに足を運び、木材の需給動向等を把握
 - ・県等公有林、私有林所有者等民有林関係者と共同で森林整備を推進するため、協定締結に向け、所在地や林道等路網の確認等準備作業を行っている。
 - ・局主催で開催される低コスト路網研修会に参加するとともに、署においても、県、市町、請負事業体等を対象とした研修会を実施することにより技術的な知見の共有を図っている。
 - ・工事箇所の計画にあたって、地元から要望があった箇所について森林官を通じて情報収集に努め、工事の優先度、施工性等を勘案し、計画箇所の候補地として検討を行っている。

- (2) 関係部署との連携強化のための取組
- ・森林官を招集した定例会議の開催により、木材生産・森林育成・治山工事等各事業の進捗状況、問題点等を共有化し、円滑な事業実行に努めることとしている。
 - ・工事箇所の重複を避けるべく、砂防連絡調整会議（国土交通省中国地方整備局、広島県砂防課、森林保全課）において、

・点検によって得られた課題とその改善策

- ・把握したニーズ等については上局に随時報告を行っているが、更に緊密な情報連絡が必要であるとした。
- ・民国連携による森林整備については、単発的に終わることなく徐々に連携箇所を増やしていく必要がある。
また、このためにも民有林の現況、関係諸施策等についてさらに情報収集に努める必要があるとした。

- ・職員の意見が業務に反映されるよう必要に応じて個別の相談、打合せを実施することとした。
- ・これまで森林官からの報告は口頭により行っていたが、様式を定めペーパーにより行うこととし、情報等の共有化、

<p>各組織の次年度計画箇所を説明し、重複計画の防止を図っている。</p>	<p>会議の効率的な運営等に努めることとした。</p>
<p>(3) 国民への政策等の説明方法 ・昨年当署管内で発生したカシノナガキクイムシの被害対策のため、県・市町等関係機関から成る連絡会を設置し、国が実施する防除方法等を説明するとともに、民有林と連携して被害拡大防止に努めることとしている。</p>	<p>・署のホームページを有効に活用することとし、森林浴に適したレクリエーションの森等国有林野の所在地、間伐等森林施業に関する情報などを解りやすく紹介することとした。</p>

<p>3. リスク管理</p>	
<p>・現在行っている取組や工夫</p>	<p>・点検によって得られた課題とその改善策</p>
<p>(1) リスク管理の手順・ルール ・各種事業に係る事務手続を確認するため、「業務点検委員会」を署内に設置し、保安林のように伐採前に協議が必要な森林に係る事業等を行う場合について定期的なチェックを行っている。</p>	<p>・関係部署等の連絡体制の強化が必要であり、常に情報交換等を実施することにより手続きの漏れがなく、事業の円滑な遂行に努めることとした。</p>
<p>(2) 過去の失敗や教訓の活用 ・過去の教訓としては、保安林の未協議伐採の問題があり、保安林や自然公園等に係る手続きについては、昨年から新たにチェック表を追加し関連事項の確認を実施しており、これまで以上に保安林等に係る手続きを意識した事務を行っている。</p>	<p>・保安林や自然公園等に係る手続きについて、チェック項目を再確認するとともに協議が了していることを現地で表示するよう請負業者等への指導を徹底することとした。</p>

4. 食の安全に関する取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている取組や工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検によって得られた課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・直接には、食の安全に関する業務を所掌していないが、森林整備による水源かん養等の効果が、川下の農業生産や漁業等、ひいては食の安全にも関連していると考えている。 	

5. その他の重要な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている取組や工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検によって得られた課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・部署間、職員間で自由に意見を言える、明るい職場をつくることが重要であり、定例全体会議のあと、個別、少人数での打合せの場を設けるなど気軽に意見交換が行えるよう努めている。 	